

# 令和8年度 部活動 運営方針

鹿嶋市立大野中学校

## 1 活動方針

部活動を通して、心身を鍛え、豊かな人間性を形成する。

- (1) 部活動は学校教育活動の一環として実施する。
- (2) 学年や学級の所属を離れ、共通の興味や関心をもつ生徒で組織する。
- (3) 余暇の善用を図り、心身を鍛え、充実した生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。
- (4) 個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面と、技術・競技力を向上させる面の両立を図る。

## 2 活動上の留意点

- (1) 生徒はいずれかの部活動に入部することを推奨するが、無所属も可である。また、クラブチーム等で活動している者はそれらを優先する。
- (2) 部活動は、管理職の承認を得た月間計画に基づき行う。月間計画は、前月末に提出し承認を得る。  
※部活動実績に関しても毎月記入（R8年度部活動実績）。月計画は職員室前に掲示。
- (3) 活動は顧問の監督指導のもとで行う。
- (4) 部活動を欠席する生徒がいる場合には、必ず学校から電話やメール連絡等で確認をとる。  
(連絡がない場合)
- (5) 活動時間は2時間を上限とする。
- (6) 休養日については、平日に2日の週2日以上とする。
- (7) 土・日での活動を行う場合は、学校行事等実施承認申請書を前月末までに提出する。
- (8) 保護者会を実施し、部活動の指導方針や活動目的を示し、保護者の理解と協力を得る。
- (9) 活動費は、体育文化後援会費を充てる。また、活動費が不足する場合は、部費として保護者会の同意を得て徴収することができる。
- (10) 朝の活動については、原則として実施しない。
- (11) 放課後の活動については以下のように実施する。
  - ①余裕をもって活動を終了し、最終下校時刻に遅れないようにする。(時間厳守)
  - ②最終下校時刻は下記の通りとする。

4月	17:30	8月	16:30	12月	16:40
5月	17:30	9月	17:30	1月	16:40
6月	17:30	10月	17:00	2月	16:40
7月	17:30	11月	16:40	3月	17:00

- (12) 長期休業中（休日【土・日・祝日】）の活動については以下のように実施する。
  - ①顧問は月の計画表を前月の内に余裕をもって生徒に配付する。
  - ②開始時刻と終了時刻を明確にし、顧問は開始時刻前にゆとりをもって出勤する。
  - ③生徒の出欠確認を必ず行い、学級担任や家庭との連携を図る。
  - ④活動終了後、活動場所や部室等の施錠の確認を必ず行う。
  - ⑤活動計画に沿って実施し、変更が生じた場合には家庭への連絡を早急に行う。
- (13) 部活動数の見直しに伴い、「団体戦出場メンバーに満たない入部生徒が2年続いた場合は、廃部の対象(県からの通知)」となる。※裏面にて説明(大野中学校の方針より)
- (14) その他、「茨城県部活動の運営方針(改訂版)」及び「鹿嶋市部活動の運営方針(改訂版)」並びに本校運動部活動の運営方針に準じて活動する。
- (15) 令和7年度9月から休日の学校部活動は実施しない。

※参照 令和7年度より

○見直しの方向性（部活動の存続について）

本校部活動運営方針に則り、部活動の存続について、下記のタイプ別に対応することとした。

**Aタイプ：2年連続で、新入部員がないので、募集停止⇒廃部**

2年連続で、新入部員がない部活動については、募集を停止する。

- ① 令和6年度1年生部員がない部活動については、令和7年度も新入部員がない場合、令和8年度は募集しない。
- ② 令和8年度の総体をもって学校の部活動は停止する。

**Bタイプ：2年連続で、新入大会時、必要人数満たしていないので、募集停止⇒廃部**

2年連続で新入大会に必要な部員数が不足している状況であれば募集を停止する。

- ① 令和6・7年度の新入大会時（1・2年生）で必要部員数を満たしていなければ、8年度は募集しない。
- ② 令和8年度の総体をもって学校の部活動は停止する。

○該当の部活動について（令和8年度）

上記3に当てはまる部活動については、次のように対応する。

- (1) 野球部・・・Bタイプに当てはまるため、令和8年度以降、新入部員を募集しない。
- (2) 柔道部（女子）・・・Aタイプに当てはまるため、令和8年度以降、新入部員を募集しない。